**令和7年度 市民税・県民税・森林環境税及び軽自動車税（種別割）**

**納税通知書送付用封筒広告募集要領**

**１ 掲載位置** 市民税・県民税・森林環境税納税通知書送付用封筒の裏面

　　　　　　軽自動車税（種別割）納税通知書送付用封筒の裏面

**２ 募集区画数** 各税封筒４区画以内

**３ 仕 様**

（1） 封筒サイズ （横）約 235ｍｍ×（縦）約 120ｍｍ

（2） 広告サイズ （横）約 90ｍｍ×（縦）約 35ｍｍ

（3） 墨１色、右上部に「広告」の文字を入れる。

**４ 税目、広告掲載期間、発送予定通数、１区画当たりの掲載料について**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 税　目 | 広告掲載期間 | 発送予定通数 | 1区画当たりの掲載料 |
| 市民税・県民税・森林環境税 | 令和7年6月から令和8年5月まで | 約52,000通 | 50,000円 |
| 軽自動車税（種別割） | 令和7年5月から令和8年4月まで | 約37,000通 | 50,000円 |

（1） 発送予定通数は、課税対象者数により下回ることがあります。

（2） 封筒は、上記の発送月以降も使用することがあります。

**５ 募集期間**令和6年8月1日（木）から令和6年10月31日（木）まで

**６ 掲載内容の制限**　上尾市有料広告掲載に関する要綱による。

**７ 申込方法**　有料広告掲載申込書に事業内容及び広告内容がわかる原稿案を添付のうえ、持参（平日午前8時30分から午後5時まで）又は郵送により提出してください。

**８ 広告掲載の可否決定**

（1） 市が申込者の広告内容を審査し、掲載者を決定します。なお、申込者が複数あるときは、抽選により掲載者を決定します。

（2） 結果については、申込者全員に有料広告掲載(不掲載)決定通知書を送付します。

**９ 広告掲載料の納付**　決定した掲載者に送付する納付書に記載された期日までに、納付してください。

**10 その他**

（1） 掲載者は、広告の原稿(データ)を作成し、指定期日までに提出してください。

（2） 提出された広告内容及びデザインについては、修正をお願いする場合があります。

（3） 印刷に要する経費は、市が負担します。

（4） 広告掲載決定後に掲載基準に適合しないことが判明したときは、広告掲載の決定を取消すことがあります。この場合、既に納付済の広告掲載料は返還いたしません。なお、封筒作成に要した費用について、賠償を求めることがあります。

（5） 納税通知書送付後の封筒残分については、市において廃棄します。

（6） 市税に滞納がある場合は広告掲載できません。

（お問い合わせ・お申込み先）

上尾市 行政経営部 市民税課　所在地 〒362－8501 上尾市本町三丁目1-1

電 話 048-775-5131/ＦＡＸ 048-775-9846

Ｅメール s202000@city.ageo.lg.jp